

岡山県公報		発行 岡山県			
目次		担当課（室）		目次	担当課（室）
○ 岡山県庁文書保存分類表の一部改正 〃 【訓 令】 （以上県例規集登載） ○ 許認可事務等標準処理期間要綱の一部改正 【告 示】 （県例規集登載） ○ 特定施設の設置許可申請 ○ 指定障害児通所支援事業者の指定 ○ 指定居宅サービス事業者の指定 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定に係る事項の変更 【公 告】 ○ 公募型プロポーザル方式による特定役務の調達手続の実施 ○ 土地改良区の定款変更の認可 ○ 土地改良区清算人の退任届 ○ 林業種苗法に基づく生産事業者の登録の	総務学事課 〃 行政改革推進室 環境管理課 指導監査室 〃 健康推進課 〃 危機管理課 耕地課 〃 治山課	失効 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 ○ 一般競争入札の実施 〃 【公安委員会】 ○ 猟銃等講習会の開催 ○ 年少射撃資格講習会の開催 ○ 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の実施 〃	建築指導課 警察本部会計課 〃 生活安全企画課 〃 〃 〃		

◎岡山県訓令第4号

岡山県庁文書保存分類表（昭和三十八年岡山県訓令第20号）の一部を次のように改正する。

令和元年六月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

第一表第一分類Hの項中
「
同和対策
」
を
「
同和対策
再犯防止
」
に改める。

第四表第一分類A第二分類6の表第三分類2の項中
「
地方分権
改革
」
を
「
地方分権
改革
」
に改める。

第四表第一分類B第二分類5の表第三分類3の項中
「
県民ﾌﾗﾝｽ
」
、
「
職歴世代
」
及び
「
互助会
」
を
「
」
に改める。

第四表第一分類G第二分類1の表第三分類2の項中
「
3
」
を
「
3
地域課題解決支援ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ
」
に改め、同5の項を次のように改める。

5	協議会等	〃	3				中国地方行政連絡会議	3	岡山県経済戦略会議	3	鳥取・岡山県境連携推進協議会	3	兵庫岡山隣接市町村振興協議会	3	岡山県中部高原開発推進協議会	3	総合教育会議	5	政策推進会議	3
		西日本中央連携軸推進協議会	3																	

第四表第一分類G第二分類1の表第三分類9の項を次のように改める。

9	広域連携	〃	3	全国知事会	3	中国地方知事会	3	中国地域発展推進会議	3	中国圏広域地方計画推進会議	3	中四国サミット	3	将来世代応援知事同盟	3	西県知事会議	3	岡山市長との懇談会	3	
---	------	---	---	-------	---	---------	---	------------	---	---------------	---	---------	---	------------	---	--------	---	-----------	---	--

を

平成30年7月豪雨災害 復旧・復興	〃	5	復旧・復興推進 本部	10
----------------------	---	---	---------------	----

に改める。

第四表第一分類G第二分類4の表第三分類2の項中

5		
---	--	--

を

5	市街地 不 明土地	5
---	-----------------	---

に改める。

第四表第一分類G第二分類7の表第三分類4の項中

ニ	永
---	---

を

ニ	10
---	----

に、

岡山県新進 美術家育成 「I氏賞」	永		
-------------------------	---	--	--

を

岡山県新進 美術家育成 「I氏賞」	永	岡山県内 田百間文 学賞	10
-------------------------	---	--------------------	----

第四表第一分類H第二分類8の表第三分類4の項中

和歌山県立 羽田	3
-------------	---

を

--

に改める

第四表第一分類H第二分類Cの表の次に次の一表を加える。

第1分類	H	県民生活																		
第2分類	D	再犯防止																		
第4分類 第3分類	0		1		2		3		4		5		6		7		8		9	
	10		11		12		13		14		15		16		17		18		19	
0	総括	総括	3	表彰	永	広報	3	会議	3	調査・企 画	5									

[illegible]

第四表第一分類M第二分類Oの表第三分類4の項中

及び

を

に改める。

第四表第一分類N第二分類0の表に次の一項を加える。

[illegible]

第四表第一分類Ⅰ第二分類Ⅰの表第三分類Ⅱの項中

ニ
ウ

を

ニ
ホ

に改める。

め、回４の頁中「先進的経営体育成事業」を「担い手経営革新支援事業」に改め、回７の頁中

高齢者対 策	５
-----------	---

を

--	--

に、

各種調査	５
------	---

を

第四表第一分類Ⅰ第二分類5の表第三分類Aの項中

5		
---	--	--

を

5	第一種臨時 定員数 管理計画	5
---	----------------------	---

に改める。

第四表第一分類W第二分類4の表に次の一項を加える。

[illegible]

に改め、同表に次の一項を加える。

[illegible]

を

を 漆 蒔 に改める。

第四表第一分類乙第二分類1の表第三分類1の項を次のように改める。

[illegible]

に改め、同6の項中

を

所有者不明土地	3	地域福利増進事業裁定	10	監督処分	10
---------	---	------------	----	------	----

に改める。

第四表第一分類A B第二分類2の表に次の一項を加える。

S	借上型仮設住宅管理	”	10	入居決定	10	賃貸借契約	10	管理	10	保険	10								
---	-----------	---	----	------	----	-------	----	----	----	----	----	--	--	--	--	--	--	--	--

第四表第一分類A C第二分類1の表第三分類3の項中
「研究」を「関係団体等」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成三十年度以降に完結した文書から適用し、平成二十九年度以前に完結した文書については、なお従前の例による。

岡山県庁文書保存分類表（昭和三十八年岡山県訓令第二十号）の一部を次のように改正する。

令和元年六月四日

岡山県知事 伊原木 隆太

第一表第一分類流域の項中

維持管理						
------	--	--	--	--	--	--

を

に改める。

企業会計システム	出納取扱金融機関	検査	物品	支出	収入	経理	維持管理
----------	----------	----	----	----	----	----	------

第三表第一分類流域第二分類3の項から9の項までを次のように改める。

[illegible]

8	出納取扱 金融機関	〃	3	指定及び 廃止	永	検査・指 導	3											
9	企業会計 システム	〃	3	運 用	5	保 守	5	設 計 書	永									

第四表第一分類E第二分類1の表第三分類2の項中

5		
---	--	--

を

5	高等教育負担 軽減機関要件 確認台帳	5
---	--------------------------	---

に改め、同5の項中

永		
---	--	--

を

に改める。

永	高等教育負担 軽減機関要件 確認台帳	永
---	--------------------------	---

第四表第一分類E第二分類3の表第三分類2の項を次のように改める。

2	高等教育 負担軽減	〃	3	機関要件 審査	5	減免経費 交付	5	機関要件 確認台帳	永									
---	--------------	---	---	------------	---	------------	---	--------------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第四表第一分類F第二分類8の表に次の一項を加える。

B	環境性能 制	〃	10															
---	-----------	---	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第四表第一分類G第二分類5の表第三分類Vの項中「全国消費実態調査」を「全国家計構造調査」に改める。

第四表第一分類H第二分類1の表第三分類1の項を次のように改める。

1	消費者行 政	〃	3	消費生活 懇談会	10			各種消費 者行政会 議	5	県民相談	3	市町村消 費者行政 指導	3	消費者団 体基本調 査	5	多重債務 者対策	3			補 助 金	5
---	-----------	---	---	-------------	----	--	--	-------------------	---	------	---	--------------------	---	-------------------	---	-------------	---	--	--	-------	---

第四表第一分類H第二分類1の表第三分類2の項中

総 括

を

〃

に改める。

第四表第一分類 Q 第二分類 5 の表第三分類 G の項中

3		
3	交際費	5

に改め、同表に次の一項を加える。

M	子ども家庭総合支援拠点	”	3	研修	3	補助金	5											
---	-------------	---	---	----	---	-----	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第四表第一分類 R 第二分類 0 の表第三分類 7 の項を次のように改める。

7	太陽光発電施設の安全な導入の促進	”	5	例	規	永	許	可	永	届	出	5	監督処分	10									
---	------------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	------	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第四表第一分類 R 第二分類 1 の表第三分類 R の項中

5		
5	地域課題解決型起業支援事業	10

に改める。

第四表第一分類 R 第二分類 4 の表第三分類 E の項中

10		
10	貸付実行通知	24

に改める。

第四表第一分類 S 第二分類 3 の表第三分類 7 の項中

5		
5	東京23区からの就職支援事業	10

に改める。

第四表第一分類 T 第二分類 3 の表第三分類 2 の項中

10	損害評価	10	再保険金請求	3	料	率	10	地域指定	3	交付金	3
----	------	----	--------	---	---	---	----	------	---	-----	---

を

5	損害評価	5	保険金請求	3	料	率	5				
---	------	---	-------	---	---	---	---	--	--	--	--

に改め、同表に次の項中

10	損害評価	10	再保険金	3	料	率	10		
----	------	----	------	---	---	---	----	--	--

を

に
改め、同6の項中

10

を

5

に、

=
3
=
3
=
3

を

に改め、同7の項中

10

を

5

に、

交付金
3
損害防止
3

を

に、
 価額手続
 12
 を
 及び
 5
 特別会計
 整理

国庫補助金	5
-------	---

を

--	--

に改める。

林業事業 体育成	〃	3	計 画	10	補 助 金	5
-------------	---	---	--------	----	-------------	---

[illegible]

第四表第一分類 Y 第二分類 1 の表第三分類 L の項中

水					を	水	裁	定	10	者の選定	10	に改め、同 M の項中

「	水			」	を	「	水	事業実施	5	」	に改める。
---	---	--	--	---	---	---	---	------	---	---	-------

第四表第一分類 A B 第二分類 1 の表第三分類 1 の項中

「	建築基準適合判定資格者登録名簿	水	建築基準適合判定者検定	3			を	「			建築基準適合判定資格者	3	構造計定資格者	3	」	に改める。
---	-----------------	---	-------------	---	--	--	---	---	--	--	-------------	---	---------	---	---	-------

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、令和元年度以降に完結した文書から適用し、平成三十年度以前に完結した文書については、なお従前の例による。

◎岡山県告示第二百六十八号

許認可事務等標準処理期間要綱（昭和五十二年岡山県告示第三百三十三号）の一部を次のように改正する。

令和元年六月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

別表県民生活部の部中山間・地域振興課の項 6 及び 7 中「56 日」を「86 日」に改める。

別表保健福祉部の部医薬安全課の項中 59 を 66 とし、48 から 58 までは七ずつ繰り下げ、同項 47 中「国三廿又び」を削り、同 47 を同項 54 とし、同項中 46 を 53 とし、同項 45 中「国三廿及び」を削り、同 45 を同項 52 とし、同項中 44 を 51 とし、43 を 50 とし、42 を 49 とし、41 の次に次のように加える。

42	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 11 号）第 8 条第 2 項	認定の更新	90 日	7 日			
43	公害健康被害の補償等に関する法律第 25 条第 1 項	障害補償費の支給	90 日				
44	公害健康被害の補償等に関する法律第 28 条第 2 項、第 4 項	障害補償費の額の改定	90 日	7 日			
45	公害健康被害の補償等に関する法律第 29 条第 1 項	遺族補償費の支給	150 日	7 日			
46	公害健康被害の補償等に関する法律第 35 条第 1 項	遺族補償一時金の支給	150 日	7 日			
47	公害健康被害の補償等に関する法律第 40 条第 1 項	療養手当の支給	60 日				
48	公害健康被害の補償等に関する法律第 41 条第 1 項	葬祭料の支給	150 日	7 日			

別表保健福祉部の部障害福祉課の項 3 中「第 10 条第 2 項」を「第 16 条第 2 項」とする。

別表農林水産部の部組合指導課の項中 27 から 29 までを削り、 30 を 27 とし、 31 から 77 までを三ずつ繰り上げる。

別表農林水産部の部農村振興課の項中 27 を 28 とし、 10 から 26 までを一ずつ繰り下げ、 9 の次に次のように加える。

10	農地法第41条	所有者等を確知することができない場合における農地の利用に係る裁定	25 日					
----	---------	----------------------------------	------	--	--	--	--	--

別表農林水産部の部林政課の項中 7 を 8 とし、 6 を 7 とし、 5 の次に次のように加える。

6	森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項	経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者の公表	15 日	8 日		7 日	
---	-----------------------------	-------------------------------	------	-----	--	-----	--

別表土木部の部監理課の項中 15 から 17 までを次のように改める。

15	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）第10条第1項	地域福利増進事業における土地使用権等の取得に係る裁定	270 日				
16	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第19条第1項	地域福利増進事業における土地等使用権の存続期間の延長に係る裁定	180 日				
17	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第27条第1項，第37条第1項	特定所有者不明土地の収用又は使用に関する土地収用法の特例に係る裁定	90 日				

別表土木部の部住宅課の項 33 中「60 日」を「5 日」に改め、同項 34 中「30 日」や「5 日」に改め。

別表出先機関の部県民局（地域政策部）の項 8 中「土壌汚染状況調査の実施及び」や「土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査及び調査」に改め、同項 74 を 75 とし、同項 73 中「46 日」や「76 日」に改め、同 73 や同項 74 をし、同項 72 中「46 日」や「76 日」に改め、同 72 や同項 73 をし、同項 71 中「第 5 条第 16 号ロ」を「第 5 条第 21 号ロ」

に改め、同71を同項72とし、同項70中「第5条第15号」を「第5条第20号」に改め、同70を同項71とし、同項69中「第43条第2号、第3号、第50条第1項」を「第43条第3号、第4号、第50条第1項第3号」に改め、同69を同項70とし、同項68中「第50条第1項」を「第50条第1項第1号ロ」に改め、同68を同項69とし、同項67中「土壌汚染状況調査の結果報告期限」を「土壌の特定有害物質による汚染状況の調査結果の報告期限」に改め、同67を同項68とし、同項中66を67とし、65を66とし、64を65とし、同項63中「汚染土壌処理施設に係る」を「汚染土壌処理業の」に改め、同63を同項64とし、同項中62を63とし、61を62とし、60の次に次のように加える。

61	土壌汚染対策法第12条第1項第1号	土地の形質の変更の施行及び管理に関する方針の確認	14日				
----	-------------------	--------------------------	-----	--	--	--	--

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第二百六十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和元年六月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 株式会社クラレ

住 所 倉敷市酒津1621番地

氏 名 代表取締役社長 伊藤 正明

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 株式会社クラレ鶴海事業所

所在地 備前市鶴海4342番地

令和元年 6 月 4 日 岡山県公報 第 1 2 0 9 7 号

(3) 特定施設に関する事項

区 分		新 設		廃 止		変 更 前		変 更 後	
種 類		27－ロ 無機化学工業製品製造業の用に供する遠心分離機(43)		同左		27－ニ 無機化学工業製品製造業の用に供する活性炭洗浄施設(32) (処理施設Eへ)		同左	
	能 力	0.3 t／日		同左		2 t／日		同左	
	工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに		－		－		同左	
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	工事着手後直ちに		－		－		同左	
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	工事完成后直ちに		－		－		許可後直ちに	
	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	25日／月， 9時間		同左		25日／月， 24時間		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の通常の量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ ／日)	0.7	1	同左		2	2	同左	
	p H	7～10	7～11			3～9	3～9		
	C O D (mg／L)	100	200			100	300		
	S S (mg／L)	200	400			200	400		
	油 分 (mg／L)	<0.5	1			<0.5	1		
	T－N (mg／L)	10	20			1,200	3,250		
	T－P (mg／L)	0.5	1			0.5	1		
	アンモニア，アンモニウム化合物，亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg／L)	10	20	－	－	－	－	1,200	3,250

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

令和元年6月4日 岡山県公報 第12097号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分		変 更 前				変 更 後			
工 場 又 は 事 業 場 に お け る 施 設 番 号		処理施設（E）				同左			
種 類 及 び 型 式		蒸発濃縮装置 蒸発乾燥装置				同左			
構 造		蒸発濃縮装置：S U S 316 蒸発乾燥装置：S U S 304				同左			
主 要 寸 法		蒸発濃縮装置：φ 440mm×H2,570mm 蒸発乾燥装置：φ 600mm×H1,000mm				同左			
能 力		6 m ³ ／日				同左			
処 理 の 方 法		蒸発				同左			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		－				－			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		－				－			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		－				許可後直ちに			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間				同左			
使用時ににおける処理前汚水の状態及びその最大値	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量（m ³ ／日）	2	2	0	0	同左			
	p H	3～9	3～9	－	－				
	C O D（mg／L）	100	300	－	－				
	S S（mg／L）	200	400	－	－				
	油 分（mg／L）	<0.5	1	－	－				
	T－N（mg／L）	1,200	3,250	－	－				
	T－P（mg／L）	0.5	1	－	－				
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（mg／L）		－	－	－	－	1,200	3,250	－	－

令和元年 6 月 4 日 岡山県公報 第 1 2 0 9 7 号

区 分		変 更 前				変 更 後			
工 場 又 は 事 業 場 に お け る 施 設 番 号		処理施設 (F)				同左			
種 類 及 び 型 式		原水貯槽タンク 凝集反応槽				同左			
構 造		原水貯槽タンク：P E 凝集反応槽：S U S + S S				同左			
主 要 寸 法		原水貯槽タンク：φ 2, 340mm × H 3, 190mm 凝集反応槽：φ 2, 200mm × H 3, 000mm				同左			
能 力		28m ³ /日				同左			
処 理 の 方 法		凝集沈殿				同左			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		—				—			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		—				—			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		—				許可後直ちに			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続16時間				同左			
使用時ににおける処理前汚水の状況及びその最大値	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	7.66	10.59	7.66	10.59	同左			
	p H	7～10	7～11	6～8.6	6～8.6				
	C O D (mg/L)	145.43	245.28	3.79	6.40				
	S S (mg/L)	392.69	710.95	11.05	20				
	油 分 (mg/L)	<0.5	1	<0.5	1				
	T－N (mg/L)	10	20	7.5	15				
	T－P (mg/L)	0.51	1.02	0.5	1				
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	—	—	—	—	10	20	7.5	15

令和元年 6 月 4 日 岡山県公報 第 1 2 0 9 7 号

(5) 排水口に関する事項

排 水 口 番 号	C 水路排水口			
区 分	変 更 前		変 更 後	
	通 常	最 大	通 常	最 大
水 量 (m ³ /日)	10.11	14.24	同左	
p H	6～8	6～8		
C O D (mg/L)	7.72	15		
S S (mg/L)	10.5	18.71		
油 分 (mg/L)	<0.5	1		
T－N (mg/L)	13.85	24.25		
T－P (mg/L)	1.39	2.9		
大腸菌群数 (個/cm ³)	<3,000	3,000		
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	—	—	13.85	24.25

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 令和元年 6 月 4 日から同月 25 日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び備前市役所

令和元年 6 月 4 日 岡山県公報 第 1 2 0 9 7 号

◎岡山県告示第二百七十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和元年六月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

つむぎ吉備中央

2 所在地

加賀郡吉備中央町西三六二―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人発達支援ネットワークつむぎ

2 主たる事務所の所在地

高梁市横町一〇七二番地一

三 指定年月日

令和元年六月一日

四 事業所番号

三三五三九〇〇〇二四

五 事業の種別

保育所等訪問支援

◎岡山県告示第二百七十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和元年六月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーションすずらん

2 所在地

岡山県瀬戸内市邑久町本庄四九三七番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社行雲社

2 所在地

岡山県瀬戸内市邑久町上笠加一七一番地五

三 指定年月日

令和元年六月一日

四 介護保険事業所番号

三三七二四〇一〇九五

五 サービスの種類

訪問介護

◎岡山県告示第二百七十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和元年六月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関

名 称

所 在 地

更新年月日

医療法人福寿会藤戸クリニック

倉敷市藤戸町藤戸一五七三一

令和元年六月一日

◎岡山県告示第二百七十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十四条の規定により次のとおり変更の届出を受理した。

令和元年六月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定に係る事項を変更した医療機関	
名 称	変更事項
公益財団法人大原記念倉敷中央医療機 構倉敷中央病院リバーサイド	医療機関の名称
変更前	変更後
公益財団法人大原記念倉敷中央 医療機構倉敷リバーサイド病院	公益財団法人大原記念倉敷中央医 療機構倉敷中央病院リバーサイド
令和元年五月一日	

〔二〇七〕政府調達に関する協定の適用を受ける特定役務の調達について、次のとおり公募型プロポーザル方式による調達手続を実施する。

令和元年六月四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 調達件名

新・岡山県総合防災情報システム整備・運用保守業務

(2) 調達業務の特質等

本件業務に係る説明書及び仕様書（以下「説明書等」という。）による。

(3) 契約期間

システム整備業務にあつては契約締結日から令和3年3月31日まで（メール配信機能については、令和2年10月31日まで）、運用保守業務にあつては令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 履行場所

説明書等による。

2 参加資格に関する事項

本件手続に参加することができる者は、次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 共同企業体の場合

ア 共同企業体の構成員の資格要件

(イ) 令和元年度に県が発注する情報通信サービスの調達契約であつて地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成31年岡山県告示第26号（情報通信サービスの調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿の業務種目の大分類「8情報・通信サービス」の格付区分がAであり、かつ、小分類「2システム等開発・改良」及び「3システム等管理運営」に登録があるものであること。当該資格を有していない場合は、3により5(3)の参加説明書及び参加資格の確認書類（以下「参加説明書等」という。）の提出期限までに参加資格の申請手続を行うこと。

- (イ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当する者でないこと。
- (ウ) この公告の日から契約締結の日までの間において、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (エ) この公告の日から契約締結の日までの間において、岡山県から岡山県役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (オ) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づき指名除外の措置を受けている者でないこと。
- (カ) この公告の日から契約締結の日までの間において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (キ) 国又は地方公共団体の防災情報システム（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第53条に規定する被害状況等を共有する機能及びプラットフォームへ配信する機能を有するものをいう。）を整備する業務を受注し、及び履行した実績を有すること。ただし、平成26年度以降に履行したものに限り、共同企業体の構成員として当該業務を受注し、及び履行した場合を含む。
- (ク) 共同企業体の代表者は、当該企業体への出資比率が構成員中最大であること。
- (ケ) 単独で、又は他の共同企業体の構成員として本件手続に参加していないこと。
- イ 共同企業体としての資格要件
 - 共同企業体に係るウ(ア)から(イ)までに掲げる内容を規定した共同企業体協定書を締結していること。
- ウ 共同企業体協定書に規定すべき内容
 - (ア) 目的
 - (イ) 共同企業体の名称
 - (ウ) 構成員の所在地及び名称
 - (エ) 代表構成員の名称

(イ) 代表構成員の権限

(ロ) 構成員の出資比率又は割合分担

(ハ) 構成員の責任

(ニ) 取引金融機関

(ホ) 決算

(ヘ) 利益金の配当の割合

(セ) 欠損金の負担の割合

(シ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ス) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(セ) 解散後のかし担保責任

(ヨ) その他必要な事項

(2) 単独企業の場合

ア (1)ア(イ)から(キ)までに掲げる要件を満たすものであること。

イ 共同企業体の構成員として本件手続に参加していないこと。

3 参加資格の申請手続

本件手続への参加を希望する者で、2(1)ア(イ)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき5(3)の参加表明書等の提出期限まで（岡山県の休日を含める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）に申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手方法

岡山県危機管理課のホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/12/>）からダウンロードすること。

(2) 申請書の提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県県民生活部情報政策課情報化推進班（岡山県庁8階）

電話（086）226-7264

4 説明書等の交付等

(1) 説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和元年6月4日（火）から同月14日（金）まで（県の休日を除く。）の午前

9時から午後 5 時まで

イ 交付方法

岡山県危機管理課のホームページ(<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/12/>)からダウンロードすること。

(2) 貸与資料の貸与期間及び貸与方法

ア 貸与期間

(1) アと同じ。

イ 貸与方法

5 (6) の場所において貸与を受けること。

5 参加表明書等の交付，提出等

(1) 交付期間

4 (1) アと同じ。

(2) 交付方法

4 (1) イと同じ。

(3) 提出期限

令和元年 6 月 14 日 (金) 午後 5 時まで

(4) 提出場所及び提出方法

(6) の場所に持参又は郵送等（書留郵便その他これに準じる方法によるもの）に限る。以下同じ。）の方法により，提出すること。

(5) 提出に要する費用

提出者の負担とする。

(6) 問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号

岡山県危機管理課防災通信班（岡山県庁 4 階）

電話 (086) 226－7294

6 選考に関する事項

(1) 第一次審査

ア 新・岡山県総合防災情報システム整備事業に係る公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において，別に定める評価基準に基づき，提出された技術提案書等を審査し，第二次審査の対象者を選定する。

イ アにより選定された者に対して，第二次審査の対象者として選定された旨を通知するとともに，第二次審査の対象者として選定されなかった者に対して，選定されなかった理由を付して通知するものとする。

(2) 第二次審査

ア (1)アにより選定された者は，別途通知する日に開催される選定委員会において，プレゼンテーション等を行うものとする。

イ 選定委員会においては，別に定める評価基準に基づき審査を行い，最優秀者及び次に優秀である者（以下「次点者」という。）を各 1 者選定する。

ウ イにより選定した最優秀者及び次点者に対して，最優秀者又は次点者に選定された旨を通知するとともに，最優秀者又は次点者に選定されなかった者に対して，選定されなかった理由を付して通知するものとする。

7 随意契約に係る見積書の徴取

選定委員会が選定した最優秀者を本件業務に係る随意契約の見積書の徴取の相手方とするものとする。ただし，最優秀者に事故等があり，見積書の徴取が不可能となった場合は，次点者を見積書徴取の相手方とするものとする。

8 本件手続へ参加を希望する者に要求される事項

本件手続に参加を希望する者は，説明書等で指定する添付書類を令和元年 6 月 14 日（金）午後 5 時までに，5 (6) の場所へ提出（郵送等によるものを含む。）しなければならない。

また，本件手続に参加を希望する者は，提出した書類等に関し契約担当者から説明を求められた場合には，これに応じなければならない。

9 その他

(1) 手続において使用する言語，通貨及び単位

日本語，日本国通貨，日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位

(2) 契約保証金

岡山県財務規則（昭和 61 年岡山県規則第 8 号）第 153 条及び第 155 条の規定による。

(3) 契約書作成の要否
要

(4) 業務の規模

本件業務に要する費用として、次のとおり想定している。ただし、これらの金額は本件業務に係る契約額を示すものではなく、業務の規模を示すものであることに留意すること。

ア システム整備業務

令和元年度にあつては 1 3, 5 8 5 千円（消費税額及び地方消費税の額を含む。
以下同じ。）、令和２年度にあつては 1 9 6, 9 5 5 千円

イ 運用保守業務

令和３年度から令和７年度までの各年度において、 3 5, 3 3 2 千円

10 Summary

(1) Subject matter of the contract :

Procurement Procedure for Applications Submitted Through Open Call :
New Okayama Prefecture Comprehensive Information Systems, Maintenance
and Operations

(2) Time limit to express interest :

5 : 00P. M. 14 June 2019

(3) Time limit to submit proposals for Initial Screening :

5 : 00P. M. 14 June 2019

(4) Contact point for documentation related to the proposal :

Okayama Prefecture, Crisis—Management Division, Disaster Prevention
Communication Section

2 — 4 — 6 Uchisange, Kita—ku, Okayama—shi, Okayama—ken, 700—8570,
Japan

TEL : (086) 226—7294

令和元年6月4日 岡山県公報 第12097号

〔二〇八〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和元年六月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良区の名称

明治土地改良区

二 認可年月日

令和元年五月二十三日

〔二〇九〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、土地改良区清算人の退任の届出があつた。

令和元年六月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良区の名称

越尾土地改良区

二 退任清算人

退任清算人氏名

住 所

花房 直人	久米郡美咲町越尾一〇二九
花房 正明	〃 〃 〃 一〇三三
岡部 幹雄	〃 〃 〃 一九六一
志茂 克明	〃 〃 〃 二一三六
越尾 充仁	〃 〃 〃 一〇九四
原本 忠雄	〃 〃 〃 三二四一
桑元 哲	〃 〃 〃 二六五一
関 雄輔	〃 〃 〃 一四四六
菅尾 義弘	〃 〃 〃 八二六

〔二一〇〕林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定により、次の生産事業者の登録が失効した。

令和元年六月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

三五二	登 録 番 号	
	氏 名 又 は 称	生 産 事 業 者
横 張 精 一	住 所	
新見市大佐大井野四五八		
種穂の採取 幼苗の育成 幼苗以外の 苗木育成	内 容	生 産 事 業 の 内 容
横張精一苗畑住所地に 同じ	事 業 所 の 名 称 及 び 所 在 地	

令和元年6月4日 岡山県公報 第12097号

〔二一〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和元年六月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字延西三四三―五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市加須山六四一―九カーサトルチェE

中山 功紀

三 許可番号

岡山県指令建指第三九四号

〔二二二〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和元年六月四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 調達件名

岡山県警察ＷＡＮシステム等で使用する電気通信役務提供業務

(2) 調達業務の特質等

入札説明書及び岡山県警察ＷＡＮシステム等で使用する電気通信役務提供業務仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和6年2月29日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和元年度に県が発注する情報通信サービスの調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成31年岡山県告示第26号（情報通信サービスの調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がＡであるものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県から岡山県役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による電気通信事業者の登録を受けている者であること。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県県民生活部情報政策課情報化推進班

電話 (086) 226-7264 (直通)

(2) 申請書の提出期限

令和元年7月16日（火） 午後4時

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課契約担当

電話 (086) 234-0110 内線2216

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和元年6月4日（火）から同年7月16日（火）まで（岡山県の休日を定める

条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、厚さ30ミリメートル以内、重さ190グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の受領期限

令和元年7月24日（水） 午後4時

(4) 開札の日時及び場所

令和元年7月25日（木） 午前11時20分

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課分室（岡山県庁地下1階）

5 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を受領期限までに提出するとともに、入札説明書に示す書類を作成し、令和元年7月16日（火）午後4時までに、入札説明書で示す場所に提出しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められ
た場合には、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否
要

(7) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Name and quantity of the service to be procured :

 Telecommunications service for Okayama Police network

(2) Contract period :

From a day of the contract conclusion, through 29 February, 2024

(3) Fulfillment place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

4:00 P.M. 24 July, 2019

(5) Contact point for the notice :

Finance Section, Okayama Prefectural Police Headquarters

2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8512,

Japan

Telephone : 086-234-0110, Ext.2216

〔二二三〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和元年六月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 調達件名

岡山県警察WANシステムで使用する電気通信役務提供業務

(2) 調達業務の特質等

入札説明書及び岡山県警察WANシステムで使用する電気通信役務提供業務仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和7年2月28日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札に当たっては、入札説明書に示す方法に従って計算した5年間分の額で入札に付することとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和元年度に県が発注する情報通信サービスの調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成31年岡山県告示第26号（情報通信サービスの調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しな

い者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県から岡山県役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による電気通信事業者の登録を受けている者であること。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県県民生活部情報政策課情報化推進班

電話（086）226－7264（直通）

(2) 申請書の提出期限

令和元年7月16日（火） 午後4時

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700－8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課契約担当

電話（086）234－0110 内線2216

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和元年6月4日（火）から同年7月16日（火）まで（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、厚さ30ミリメートル以内、重さ160グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の受領期限

令和元年7月24日（水） 午後4時

(4) 開札の日時及び場所

令和元年7月25日（木） 午前11時

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課分室（岡山県庁地下1階）

5 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を受領期限までに提出するとともに、入札説明書に示す書類を作成し、令和元年7月16日（火）午後4時までに、入札説明書で示す場所に提出しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められ
た場合には、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札

に係る入札書は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否
要

(7) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Name and quantity of the service to be procured :

Telecommunications service for Okayama Police network

(2) Contract period :

From a day of the contract conclusion, through 28 February, 2025

(3) Fulfillment place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

4:00 P.M. 24 July, 2019

(5) Contact point for the notice :

Finance Section, Okayama Prefectural Police Headquarters

2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8512,
Japan

Telephone : 086-234-0110, Ext.2216

◎岡山県公安委員会告示第八十号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の三第一項の規定により、次のとおり猟銃等講習会を開催する。

令和元年六月四日

岡山県公安委員会

一 講習の日時及び場所

経験者（更新）講習課程							初心者講習課程		講習課程
令和元年 九月二十五日	令和元年 九月四日	令和元年 八月二十八日	令和元年 八月二十一日	令和元年 八月七日	令和元年 七月二十四日	令和元年 七月三日	令和元年 九月十一日	令和元年 七月十一日	開催年月日
午後一時	午後一時	午後一時	午後一時	午後一時	午後一時	午後一時	午前十時	午前十時	開催時刻
津山市林田七七 津山警察署	高梁市段町一〇一七―一 高梁警察署	岡山市北区御津中山四四四―三 岡山県運転免許センター	倉敷市有城一二六五 くらしき山陽ハイツ	岡山市北区御津中山四四四―三 岡山県運転免許センター	津山市林田七七 津山警察署	高梁市段町一〇一七―一 高梁警察署		岡山市北区御津中山四四四―三 岡山県運転免許センター	開催場所

二 受講手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 一通
- (2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、提出前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に

氏名及び撮影年月日を記入したもの）

2 提出先

住所地为管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習会の開催日の七日前

三 受講手数料

初心者講習課程

六千八百円

経験者（更新）講習課程

三千円

（注） 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

四 その他

1 代理受講は、認めない。

2 講習修了証明書は、講習当日に交付することとする。ただし、受講者が多数であること又は他の理由により当日交付することができないときは、後日交付することとする。

◎岡山県公安委員会告示第八十一号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第九条の十四第一項の規定により、次のとおり年少射撃資格講習会を開催する。

令和元年六月四日

岡山県公安委員会

一 開催の日時及び場所

日 時	場 所
令和元年八月六日（火） 午前十時	岡山市北区内山下二―四―六 岡山県警察本部警務部会計課分室（岡山 県庁地下一階）

二 受講手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 一通
- (2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、提出前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

2 提出先

住所地进行管轄する警察署

3 提出期限

令和元年七月三十日（火）

三 受講手数料

九千七百円

（注） 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

四 その他

1 代理受講は、認めない。

2 講習修了証明書は、講習会の当日に交付することとする。ただし、受講者が多数

であること又は他の理由により当日交付することができないときは、後日交付することとする。

令和元年6月4日 岡山県公報 第12097号

◎岡山県公安委員会告示第八十二号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の五第一項の規定により、次のとおり猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を実施する。

令和元年六月四日

岡山県公安委員会

一 使用銃種

散弾銃

二 講習の日時及び場所

1 トラップ射撃（トラップから射撃線までの距離が十五メートルであるものをいう。）

日	時	場	所
令和元年七月一日（月）	午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一	倉敷国際射撃場
令和元年七月三日（水）	午前九時	真庭市仲間一八一六	湯原国際射撃場
令和元年七月五日（金）	午後一時	岡山市北区御津下田六二九	岡山県クレ―射撃場
令和元年七月八日（月）	午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一	倉敷国際射撃場
令和元年七月十日（水）	午前九時	真庭市仲間一八一六	湯原国際射撃場
令和元年七月十五日（月）	午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一	倉敷国際射撃場

令和元年6月4日 岡山県公報 第12097号

令和元年七月十七日（水） 午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
令和元年七月十八日（木） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
令和元年七月二十二日（月） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
令和元年七月二十四日（水） 午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
令和元年七月二十九日（月） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
令和元年七月三十日（火） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
令和元年七月三十一日（水） 午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
令和元年八月五日（月） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
令和元年八月七日（水） 午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
令和元年八月八日（木） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場

令和元年6月4日 岡山県公報 第12097号

令和元年八月十二日（月） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
令和元年八月十四日（水） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
令和元年八月十九日（月） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
令和元年八月二十一日（水） 午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
令和元年八月二十三日（金） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
令和元年八月二十六日（月） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
令和元年八月二十八日（水） 午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
令和元年九月二日（月） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
令和元年九月四日（水） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
令和元年九月四日（水） 午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場

令和元年6月4日 岡山県公報 第12097号

令和元年九月九日（月） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
令和元年九月十日（火） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
令和元年九月十一日（水） 午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
令和元年九月十六日（月） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
令和元年九月十八日（水） 午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
令和元年九月二十三日（月） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
令和元年九月二十五日（水） 午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
令和元年九月二十七日（金） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
令和元年九月三十日（月） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場

2 スキート射撃（クレ―がセンターボールの上方を通過するように発射されるものをいう。）

令和元年6月4日 岡山県公報 第12097号

日 時		場 所
令和元年七月五日（金） 午後一時		岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ－射撃場
令和元年七月五日（金） 午前十時		倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
令和元年七月十二日（金） 午前十時		
令和元年七月十八日（木） 午後一時		岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ－射撃場
令和元年七月十九日（金） 午前十時		倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
令和元年七月二十六日（金） 午前十時		
令和元年七月三十日（火） 午後一時		岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ－射撃場
令和元年八月二日（金） 午前十時		倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
令和元年八月八日（木） 午後一時		岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ－射撃場

令和元年6月4日 岡山県公報 第12097号

令和元年八月九日（金） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
令和元年八月十四日（水） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
令和元年八月十六日（金） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
令和元年八月二十三日（金） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
令和元年八月二十三日（金） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
令和元年八月三十日（金） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
令和元年九月四日（水） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
令和元年九月六日（金） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
令和元年九月十日（火） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
令和元年九月十三日（金） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場

令和元年九月二十日（金） 午前十時	
令和元年九月二十七日（金） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ－射撃場
令和元年九月二十七日（金） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇ー一 倉敷国際射撃場

三 受講手続

1 提出書類

所定の様式による受講申込書

2 提出先

住所地を管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習の実施日の七日前（その日が岡山県の休日定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する県の休日である場合は、当該休日の直後における県の休日でない日）

四 受講手数料

一万二千三百円

（注） 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

五 その他

1 各講習の受講定員は、おおむね五人とする。

2 代理受講は、認めない。

3 講習修了証明書は、受講申込書を提出した警察署において後日交付することとする。

令和元年6月4日 岡山県公報 第12097号

◎岡山県公安委員会告示第八十三号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の五第一項の規定により、次のとおり猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を実施する。

令和元年六月四日

岡山県公安委員会

一 使用銃種

ライフル銃

二 講習の日時及び場所

日	時	場 所
令和元年七月二日（火）	午前十時	岡山市北区御津伊田二二九一 御津ライフル射撃場
令和元年七月二日（火）	午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
令和元年七月九日（火）	午前十時	岡山市北区御津伊田二二九一 御津ライフル射撃場
令和元年七月十六日（火）	午前十時	
令和元年七月二十三日（火）	午前十時	
令和元年七月三十日（火）	午前十時	
令和元年八月六日（火）		

令和元年6月4日 岡山県公報 第12097号

午前十時	
令和元年八月六日（火） 午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
令和元年八月二十日（火） 午前十時	岡山市北区御津伊田二三九一 御津ライフル射撃場
令和元年八月二十七日（火） 午前十時	
令和元年九月三日（火） 午前十時	
令和元年九月三日（火） 午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
令和元年九月十日（火） 午前十時	岡山市北区御津伊田二三九一 御津ライフル射撃場
令和元年九月十七日（火） 午前十時	
令和元年九月二十四日（火） 午前十時	

- 三
受講手続
- 1
提出書類
- 所定の様式による受講申込書
- 2
提出先
- 住所地进行管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習の実施日の七日前

四 受講手数料

一万二千三百円

(注) 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

五 その他

1 各講習の受講定員は、おおむね五人とする。

2 代理受講は、認めない。

3 講習修了証明書は、受講申込書を提出した警察署において後日交付することとする。